

令和6年10月以降に、返戻再請求を紙レセプトにより提出されたオンライン請求の保険医療機関・保険薬局の皆様へ



返戻再請求は、月遅れ分を含め、オンラインで請求願います！ ※請求事務ご担当者にも周知をお願いします。

令和5年4月以降、オンライン請求の医療機関・薬局は、原則オンラインにより返戻再請求を行うことが厚生労働省通知※1で定められております。

10月以降は、診療年月にかかわらず、オンラインによる返戻再請求を行っていただく必要があります※2。

※1: 令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長保連発0123第1号

※2: 紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和6年10月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

✓ 今後、審査支払機関から同様の連絡を行っても紙レセプトによる返戻再請求が継続された場合は、一定期間経過後、当該レセプトを受付することができず、返戻することとなりますのでご承知おき願います。

なお、支払基金からの架電により、システム事業者との対応状況の詳細（オンライン再請求が実施可能となる時期など）を確認させていただくことがありますので、ご協力願います。

返戻する取扱いとなる紙レセプト

- ・オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関・薬局が紙化したレセプト
- ・令和6年9月までに審査支払機関が送付した紙出力による返戻レセプト

【今後の取扱い（予定）】

令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月
・架電※1 ・ <u>文書を送付</u> ※2 <u>(1回目)</u>	・架電※1	・架電※1 ・ <u>文書を送付</u> ※2 <u>(2回目)</u>	・架電※1	・架電※1 次月は返戻する旨を連絡予定	紙レセプトが提出された場合 返戻する取扱い

※1: 架電とは、出力した返戻紙レセプトの請求があった場合に支払基金から医療機関・薬局へ電話することを示します。

※2: 文書を送付する施設は、紙レセプト請求を続けるための有効な届出がない施設を対象とします。

✓ 不測の事態等によりオンライン請求ができない場合は、「請求命令附則第4条第5号による猶予届出書（様式第3号）」を請求月ごとに提出願います。

様式は、厚生労働省のホームページ「保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等」からダウンロード可能です。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部
 伊藤 03-6788-4245 池田 03-6865-4410
 長谷川 03-6865-4473 中山 03-6865-4497